

# 優性保護法違憲裁判 騒ぎのまやかし

日時

2026年8月7日（金）午後6時～8時

場所

西宮共同教会 集会室

〒662-0834 西宮市南昭和町10-22

0798-67-4691

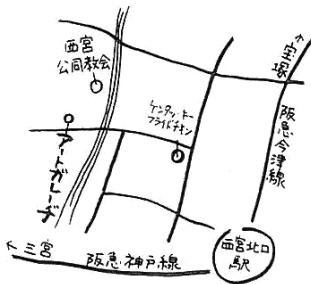
阪急西宮北口駅より 徒歩3分

講師

の だ ま さ あ き  
野田 正彰 先生

参加費

500円



野田 正彰

1944年、高知県生まれ。

精神科医、評論家、ノンフィクション作家。

専攻分野は比較文化精神医学。

2024年7月3日、最高裁は旧優生保護法(1948～96年)を違憲とし、国の賠償責任を認める判決を下した。この最高裁判決をもって、今から8年前の2018年1月、宮城県の60代の女性の提訴に始まった旧優生保護法下の強制不妊手術問題は、一応の決着をみた、ということになっている。

彼らの中に一人として、この法律の主たる対象であったはずの精神分裂病者(現在は『統合失調症』という名に変えられた)が原告にいないことに気付いた人はいなかった。

優生保護法の犠牲者の85%が精神病患者であり、その多くは統合失調症であった。この事実こそ、この問題の根幹であることを、私は何度も強調した。

日本の精神医療の柱が、精神病患者は犯罪者予備軍であり根絶すべきとの思想である。

この思想の下、全国の精神科病院で、精神病患者を社会から隔離して病院に放り込み、ベッドに縛り付ける行為が今も続けられている。

野田正彰

それが、「優生保護法違憲裁判騒ぎのまやかし」であるとの主旨で、それを告発する野田正彰さんの特別講座を計画しています。